

## Ⅳ 子ども施策の総合的展開

### 基本目標1

## 人権を大切にする取組みの推進

### 1 動向と課題

子どもはおとなと同じ人格をもち、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要です。

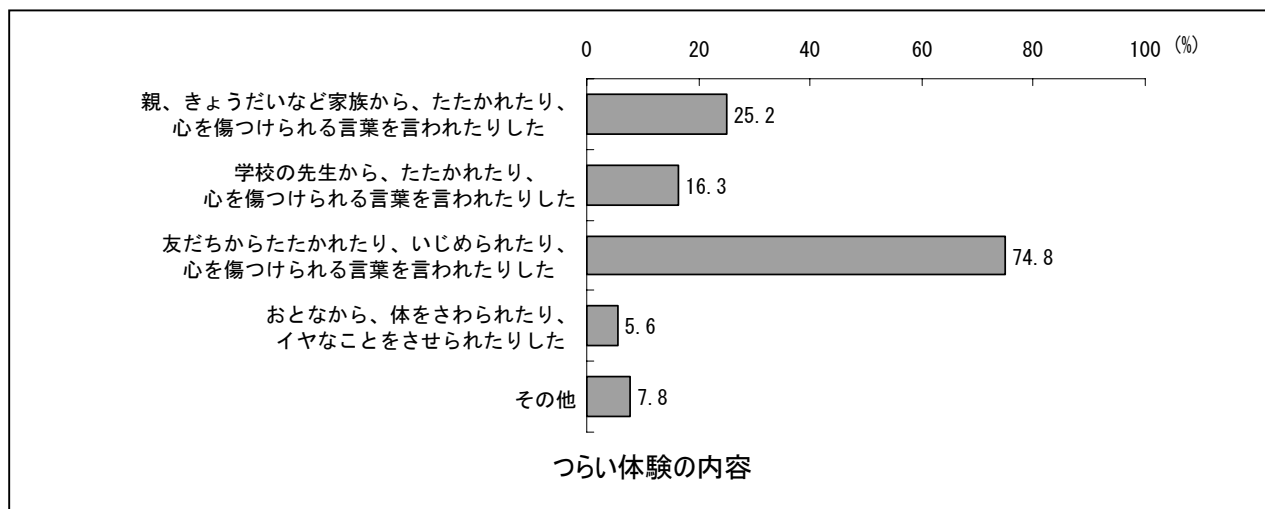
平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもの最善の利益の確保、意見表明権等の市民的権利など、子どもを人権の主体として認めていくことがうたわれています。

平成15年度に本市が実施したアンケート調査では、35.4%の子どもが辛い体験をしたことがあり、辛い体験の内容としては74.8%の子どもが「友だちからのいじめ」が原因であり、そのうちの15.9%の子どもは、「生きていくのがイヤになるくらい」のつらさを経験したことがあると回答しています。

本市では、小学校4年生を対象に「子どもの権利条約」学習資料リーフレットを配布するなど、子ども自身に「子どもの人権」を知ってもらうための取組みを進めるとともに、子どもの重大な人権侵害である児童虐待への対応としては、平成13年5月に「児童虐待防止ネットワーク」を構築し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。

平成15年度における、虐待やその疑いのあるケースとしてこのネットワークが関わった件数は210件あり、その内容も複雑化してきています。また、平成17年4月に施行される児童福祉法の改正では、市民にもっとも身近な市町村が、児童虐待などの児童相談業務全般を担っていくこととなります。

こうした状況の中、おとなだけでなく子ども自身も「子どもの人権」を理解するとともに、子ども自身が社会の構成員として自ら社会参画する取組みの推進や、児童虐待をはじめとする子どもに関わる問題について気軽に相談し、対応できる体制の整備などが求められています。



## 2 数値目標

NO.	事業名	指標	現状	目標値
			平成16年度	平成21年度
8	育児支援家庭訪問事業の推進	年間訪問回数	—	900件

## 3 施策の方向と具体的な事業

### (1) 子どもの人権施策の推進

- 子どもを含むすべての市民が、子どもを人権の主体として尊重することの大切さの認識を深めるため、「子どもの権利条約」に関する教育・啓発活動を進めます。
- 子どもの人権を大切にする地域社会の確立をめざし、「(仮称)子どもの権利条例」の制定について検討します。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
1	人権・福祉教育の推進						人権尊重の精神を基盤とし、教育活動を通して憲法で保障された基本的人権を大切にする教育を推進する。
2	「子どもの権利条約」学習資料リーフレットの配布						「子どもの権利条約」の内容を理解し、自分の権利を正しく主張するとともに、周りの人の権利も大切にする人間になることを期待し、「子どもの権利条約」学習資料リーフレットを小学校4年生全員に配布する。
3	「子どもの権利条約」の教職員への啓発						各小・中学校に人権担当の教職員を配置し、「子どもの権利条約」の啓発に向けた研修を定期的に実施する。
4	CAPプログラムの実施						子どもたちが虐待やいじめなどの暴力から身を守る方法を学ぶためのCAPプログラムを実施する。
5	「(仮称)子どもの権利条例」の制定の検討	検討					子どもを一人の人間として尊重し、未来を担う子ども一人ひとりが安心して生き生きと暮らすことができる地域社会の確立をめざし、「(仮称)子どもの権利条例」の制定について検討する。
6	児童虐待防止ネットワークの充実						県児童相談所、警察、医師など関係機関による「児童虐待防止ネットワーク」を設置し、児童虐待の防止に適切に対応しているが、引き続き早期発見、早期対応のための連携を図る。
7	<b>新規</b> 児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関の設置	設置					子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じるとともに、児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関として、市にこども家庭支援センターを設置する。

8	新規 育児支援家庭訪問事業 の推進	実施					子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、保健師や保育士、助産師等の訪問による支援を行う。
9	新規 子育てサポーター の育成・配置	実施					子育てやしつけに関する悩みや不安をもつ親に、気軽に相談やアドバイスを行う子育て経験者等による「子育てサポーター」を育成・配置する。
10	「性教育の手引」の活用 と性教育の推進						小・中学校の性教育手引書「人間として豊かに生きる」等に基づき、各学校で学級活動の時間において、性についての教育・啓発を進める。

## (2) 児童虐待予防・防止対策の強化

- 市の関係機関、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、医師、保育所、幼稚園、小・中学校等で構成する「相模原市児童虐待防止ネットワーク」の連携をさらに強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、子どもとその家族を見守り、支援する体制の充実を図ります。
- 児童虐待の発生を予防するため、母子保健事業や育児支援家庭訪問事業の推進等、育児不安を抱える家庭を支援する体制の充実を図ります。
- 本市における児童相談所の設置については、児童相談等の県、市の役割分担を見極めながら、その必要性について検討します。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
11	児童虐待防止 ネットワークの充実						県児童相談所、警察、医師など関係機関による「児童虐待防止ネットワーク」を設置し、児童虐待の防止に適切に対応しているが、引き続き早期発見、早期対応のための連携を図る。 (再掲)
12	新規 児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関 の設置	設置					子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じるとともに、児童虐待防止対策のセンター的な役割を担う機関として、市にこども家庭支援センターを設置する。(再掲)
13	新規 育児支援家庭訪問事業 の推進	実施					子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、保健師や保育士、助産師等の訪問による支援を行う。(再掲)
14	新規 子育てサポーター の育成・配置	実施					子育てやしつけに関する悩みや不安をもつ親に、気軽に相談やアドバイスを行う子育て経験者等による「子育てサポーター」を育成・配置する。(再掲)
15	新規 児童相談所の設置の検討				調査・検討		本市における児童相談所の設置については、児童相談等の県、市の役割分担を見極めながら、その必要性について検討する。
16	産後うつ・育児支援 の充実						ハローマザークラスでアンケート調査を行い、支援の必要な妊婦に対して早期に支援を開始するとともに、4か月児健診で、育児不安のある母親への早期の育児支援を行う。

17	乳幼児健康診査における心理相談の充実						1歳6か月児健診、3歳6か月児健診時に心理相談員及び保育士を配置し、育児不安やストレスをかかえる保護者を把握し、子どもへの虐待を早期に発見し、その予防に努める。
18	おやこひだまり相談室（専門心理相談）の充実						子どもの健全な育成を図るため、継続的にきめ細かく指導が必要な子どもとその保護者に対して、心理相談員、保育士、保健師のスタッフによる相談を行い、子どもの発達促進や育児支援を行う。
19	<b>新規</b> 子育て広場（つどいの広場事業）の推進	実施					主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」を公民館区（全23公民館区）に1か所設置する。
20	ふれあい親子サロンの開催						保健師・保育士・主任児童委員等が関わる「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。
21	ほっぴ・すてっぴの会（未熟児教室）の開催						未熟児をもつ保護者同士が交流し、情報交換をする場を設けることにより、育児不安の軽減を図る。
22	ビーンズクラブ（多胎児教室）の開催						多胎児をもつ保護者同士が交流し、情報交換をする場を設けることにより、育児不安の軽減を図る。
23	育児支援教室（AQUA）の開催						育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みを抱える「仲間に出会う場所」を提供し、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、児童虐待の予防を図る。

### (3) いじめ、不登校児童生徒への支援

○ いじめ、不登校などの悩みや課題をもつ児童生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
24	青少年教育相談事業、青少年相談事業の推進						不登校、養育不安等の「教育相談」や家出、無断外泊、不良交友等の「青少年相談」について電話や来所相談を行う。
25	学校出張相談事業の推進						相談員が定期的に学校へ出張し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて、指導主事や相談員の家庭訪問等を行ったり、課題解決に向けた「援助チーム」を組織する。また、小・中学校に「いじめ対応」「不登校対応」の手立てとなる冊子を配布し、活用を促す。

26	支援教室通室相談事業の推進						心因的な不登校の生徒で、対人関係の改善や自我の確立、学校生活の適応等を図る必要のある生徒の支援教室への通室相談を行う。
27	小学生支援事業の推進						心理的な要因により登校が困難な児童を対象に、集団適応指導として小集団活動を行い、人間関係づくりを支援し、学校復帰をめざす。
28	メンタルフレンド派遣事業の推進						不登校児童生徒の兄・姉世代にあたる青年をメンタルフレンドとして支援教室に派遣し、個々にあった支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助し、対象の児童生徒の学校復帰をめざす。
29	ふれあい体験学習「希望の村」の開催						不登校や登校渋りなどの児童生徒及びその保護者を対象に、相模川自然の村で体験学習を行う。
30	不登校セミナーの開催						不登校の児童生徒をもつ保護者が互いに語り合える場を設定し、シリーズでセミナーを開催する。

#### (4) 子ども参画の推進

- 子どもの声がまちづくりに反映されるよう、子どもが主体的に参画し、積極的に意見を表明できる場づくりを進めます。

NO.	事業名	実施年度					事業概要
		H17	18	19	20	21	
31	子ども議会の開催						市内の小・中学校から推薦された子どもたちが参加する子ども議会を開催し、市政に対する関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に意見を表明できる場づくりを進める。また、今後は高校生の参加について検討する。
32	こどもワークショップの推進						こどもセンターの建設にあたり、子どもたちの意見を反映した施設づくりや、子どもたちが望む備品を購入するため、こどもワークショップを行う。
33	街区公園の整備及び再整備事業の推進						公園が不足している地区のうち、人口密集地域など特に優先度が高い地区から順次街区公園を整備する。 整備にあたっては、地域住民のワークショップによる計画や高校生等のアイデアをいかした公園デザインを取入れるなど、子どもを含めた市民との協働による公園づくりを進める。
34	公民館における青少年事業の推進						子ども自身の参画により、子どもまつり、ジュニアリーダー養成研修会などの事業を行うとともに、これらの事業をとおして、小・中・高校生の交流を推進する。